

建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

毎事業年度経過後（決算日から）3ヶ月
以内に提出してください。

徳島県知事 殿

令和〇〇年 〇月 〇日

一級
二級 建築士事務所 徳島県知事登録 第〇〇〇〇〇号
木 造

事務所名 徳島建設一級建築士事務所

所在地 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階

電 話 (088) 652-5862 番

建築士事務所の 徳島建設株式会社

開設者の氏名又は名称 代表取締役 阿波 太郎

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 令和 〇〇年 〇月 〇日から

事業終了年月日 令和 〇〇年 〇月 〇〇日まで

（決 算 日）

※今回報告する事業年度の期間を記載し
てください。

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併
せて記載すること。

所属建築士名簿

フリガナ 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
トシマ ハコ 徳島 花子	管理建築士 一級建築士	〇〇〇〇		令和〇〇年 〇月〇〇日	構造設計 一級建築士	●●●●●	▲▲年▲月 ▲日
シク サブウ 四国 三郎	一級建築士	△△△△		令和〇〇年 〇月〇〇日			
ケンチク ジウ 建築 次郎	二級建築士	□□□	徳島県	令和〇〇年			
<p>・当該事業年度において所属する建築士を、管理建築士を含め全員を記載してください。</p> <p>・資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理等の業務を行わない場合は記載の必要はございません。</p> <p>・この名簿に登録されている建築士は、法第22条の2の規定により、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられています。</p>							
<p>・一級、二級、木造建築士免許を複数所持している方は、上位免許の集計欄にのみ記載してください。</p> <p>・構造設計一級建築士免許、設備設計一級建築士免許を所有している方は、重ねて記載してください。</p>							
計 3 名			一級建築士	2	名		
			二級建築士	1	名		
			木造建築士		名		
			構造設計一級建築士	1	名		
			設備設計一級建築士		名		

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
徳島 花子	該当なし	

・開設者と管理建築士が同一の場合や、当該事業年度に意見を述べなかった場合は「該当なし」を記入してください。